

利用申込受付中！

# マイナンバーカードが 健康保険証として 利用できます！



申込方法は  
特設ページでも  
確認できます！



※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。  
利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが目印です。

[https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou\\_top.html](https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html)



医療機関や薬局の受付で  
マイナンバーカードを  
顔認証付きカードリーダーに  
置いて本人確認！

カードの顔写真を機器で確認します。※顔写真は機器に保存されません。



## どんないいことがあるの？

### より良い医療が 可能に！

本人が同意をすれば、  
初めての医療機関等でも、  
特定健診情報や今までに使った  
薬剤情報が医師等と共有できる！



カードリーダーのある  
医療機関等でマイナ保険証を  
利用したとき、初診料等が  
低くなる！  
さらに、災害時にも利用可能！

### 自身の健康管理に 役立つ！

マイナポータルで  
自身の特定健診情報や  
薬剤情報・医療費通知情報が  
閲覧できる！



### オンラインで医療費控除が より簡単に！

マイナポータルを通じた  
医療費通知情報の自動入力で、  
確定申告の医療費控除が  
よりカンタンに！



### 健康保険証として ずっと使える！

就職・転職・引越をしても  
健康保険証としてずっと使える！  
医療保険者が変わる場合は、  
加入の届出が引き続き必要です。

### 手続きなしで限度額を超える 一時的な支払が不要に！

限度額適用認定証がなくても  
高額療養費制度における  
限度額を超える支払が免除される！



※マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバー（12桁の数字）を取り扱うことはありません。また、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐付くことはありません。  
※従来の健康保険証が利用できなくなるわけではありません。